

平成28年度

全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金

評価表

NO.

58

所管部課名	市民スポーツ課	担当者	小田原 謙一					
事務事業名	競技スポーツ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金交付要綱、全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金交付要領							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
平成28年度 予算額	330 千円	国県支出金 千円	一般財源 330 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	川内レガッタ出場団体数		50 チーム	33 年度				
成果指標②	派遣団体数		1	33 年度				
補助対象者	市民（全国ボート場所在市町村協議会が主催する全国市町村交流レガッタ大会に市ボート協会が推薦し、派遣する者）							
補助対象経費	旅費							
補助対象事業・活動の内容	全国市町村交流レガッタ大会派遣に係る補助							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	全国市町村交流レガッタ大会派遣に要する経費の1/2補助							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の経過を去ける年の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		284,940	50.2%	284,680	50.1%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成			284,940	50.2%	284,680	50.1%
		市補助金			283,000	49.8%	284,000	49.9%
						0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
	計	0		567,940	100.0%	568,680	100.0%	
	支出	事業費			567,940	100.0%	568,680	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		567,940	100.0%	568,680	100.0%
	支出計/前年度支出計						100.1%	
	自己資金/前年度自己資金						99.9%	
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		53		55		37		
成果指標の推移②		1		1		1		
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成26年度創設） 【今年度の改善点】平成26年度に旅費の半額としており、今年度の改善はなし 【事業のPR方法】全国市町村交流レガッタ参加者に通知している 【費用対効果】助成することで参加者の旅費軽減が図られている 【補助事業以外の事業】旅費の1/2は自己負担							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市で毎年開催される「川内レガッタ」において優勝チームが、全国ボート場所在市町村協議会が主催する「全国市町村交流レガッタ大会」に出場する際の派遣旅費の補助を行うものであり、レガッタの普及や競技力向上をはじめ、本市のPR及び、スポーツ振興に寄与するものである。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 全国市町村交流レガッタ大会に出場することで交流も広がり、薩摩川内市のPR及びスポーツ振興に繋がるものである。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	全国市町村交流レガッタ大会に派遣することにより、レガッタの普及及び競技力向上に繋がる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	以前は派遣旅費を全額補助していたが、平成26年度から派遣旅費の半額を補助するものになった。それにより明確に認められるものである。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	全国ボート場所在地市町村協議会には本市を含め30市町村加盟しており、全国市町村交流レガッタ大会派遣も毎年開催場所が変更になることから、明確な旅費積算を行っていることから妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	必要最小限の旅費の積算であり、その1/2の補助であり、市ボート協会も支援しているものであることから、固定的な補助ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	ボートに関する補助であり、市ボート協会は、これらの活動そのものを行う団体であり妥当である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金として支出することにより、申請団体が幅広く活動することができる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領第4条に規定されており、全国市町村交流レガッタ大会派遣に要する経費を補助するもので妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 本市のシンボルでもある川内川を生かした川内レガッタを自己努力で主催している団体であり、4年に1回は早慶レガッタの開催など、市民へのレガッタ普及の取組みも積極的に行っている。この取組みを継続的に実施していただきたいと考えており、補助は継続する。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金に係る補助事業等は、次の要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 全国ボート場所在市町村協議会が主催する全国市町村交流レガッタ大会に派遣するものであること。
- (2) 本市ボート協会（以下「申請者」という。）が推薦し派遣するものであること。

(補助金の額)

第3条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付は、予算の範囲内とする。

(補助対象経費)

第4条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付対象となる経費は、全国市町村交流レガッタ大会派遣に要する経費とする。

(交付の申請)

第5条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業を実施する日の5日前までとする。

2 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大会実施要項
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が特に必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る大会成績及び記録写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市のスポーツ振興の円滑な推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。